

宇都宮市「#ずっと、宇都宮。」イラスト使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市「#ずっと、宇都宮。」のイラスト（以下「イラスト」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本基準において「商品」とは、販売を目的として製造した物品及びそれに準ずるものをいう。

(使用申請)

第3条 イラストの使用を希望する者は、宇都宮市「#ずっと、宇都宮。」イラスト使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、宇都宮市が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 営利を目的としない個人的な使用であって、当該使用が第三者や不特定多数への配布、閲覧等を目的としない場合
- (5) その他、宇都宮市が定める場合

2 イラストを使用した商品（以下同じ。）の製造及び販売を目的として前項の使用申請書を提出することができる者は、市内・市外の事業者（事業を営む団体又は個人をいう。）である。

3 第1項の申請をしようとする者は、同項の使用申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業として、イラストを使用する場合は、事業内容がわかる資料（会社概要等）
- (2) イラストの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用承認)

第4条 市長は、前条第1項の使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、審査の結果について、当該使用申請書を提出した者に対し、宇都宮市「#ずっと、宇都宮。」イラスト使用承認通知書（様式第2号）又は宇都宮市「#ずっと、宇都宮。」イラスト使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用を承認する場合であっても、必要があると認

めるときは、当該使用承認に条件を付すことができる。

(使用承認基準)

第5条 「イラスト」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないこととする。

- (1) 宇都宮市のPRという趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 宇都宮市の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するおそれがある場合及びこれらの者が商品等を販売するおそれがある場合
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (7) 宇都宮市の事業又は宇都宮市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (9) その他、市長が不相当と認める場合

(使用承認の期間)

第6条 イラストの使用承認の期間は、第4条第1項に規定する使用承認通知書の交付を受けた日から当該交付を受けた日に属する年度の翌年度の末日までとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみに使用すること
- (2) イラストのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性及び品質についても十分な配慮をすること
- (3) 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他各種法令を遵守すること
- (4) イラストのデザインは、別記の市が定めた基本デザインを使用するものとし、定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) イラストには「#ずっと、宇都宮。」という表記を付すること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (6) イラストの使用承認を受けた物品等が、消費者等に市が製造又は販売する物品であると誤認されることがないように、製造物責任における責任の所在を

明らかにする表示を行う等の必要な配慮を行うこと

- (7) イラストを使用した製作物等を商標登録しないこと
- (8) イラストを使用した物品等の使用により、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと
- (9) イラストを使用した物品等を原因とする事故、苦情等が発生した場合には、使用者がすべての責任を負うこと
- (10) 使用承認を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと

(使用内容の変更等)

第8条 第2条第1項の規定により提出した使用申請書に記載した内容に変更があった場合は、宇都宮市「#ずっと、宇都宮。」イラスト使用変更申請書(様式第4号)により速やかに市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

2 第3条の規定は、前項の使用変更申請書を受理した場合について準用する。
(使用承認の取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消し、使用者に対し使用物品等の回収等を求めることができる。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 使用申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他イラストの利用継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用承認を取り消したときは、使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、第1項の規定により使用承認が取り消された場合は、使用承認が取り消された日からイラストを使用できないものとする。

4 市は、第1項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第10条 イラストの使用料は無料とする。

(事故、苦情等、係争等の処理)

第11条 イラストを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

2 使用者は、イラストの使用に際し、第三者との係争等が生じた場合、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等について、その都度両者協議して決定すること。前項の場合において、使用者は措置の状況を宇都宮市に報告するものとする。

(補足)

第12条 この基準に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。

別 記 1

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



別記 2

名刺デザイン

デザイン① (表)



デザイン② (表)



デザイン③ (表)



デザイン④ (裏)



デザイン⑤ (表)



デザイン⑥ (裏)



デザイン⑦ (表)



デザイン⑧ (裏)

